

| | |
|------------------|---|
| Title | 『史記』 「封禅書」 考：有司の記述に着目して |
| Sub Title | A consideration of the "Fengshanshu" in Shiji from the Yousi's perspective |
| Author | 北川, 直子(Kitagawa, Naoko) |
| Publisher | 慶應義塾大学藝文学会 |
| Publication year | 2015 |
| Jtitle | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.108, (2015. 6) ,p.17 (224)- 37 (204) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01080001-0017 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『史記』「封禪書」考

——有司の記述に着目して——

北川 直子

はじめに

一般に「封禪書」に記述される始皇帝や武帝の封禪は、方士などの言説を信じて、不老登仙を願った祭祀だったと言われる^①。確かに「封禪書」に目を通せば、仙人や不死を語る方士の言説が多く、方士の影響を強く受けていたことは否定できない。しかし一方で、方士以外の人々の言説もあり、筆者はむしろ、こちらの言説の中に『史記』撰者の祭祀に対する考え方や、祭祀に付随する当時の政治思想を見出せるのではないかと考える。そこで本稿では、方士以外の人々の言説、特に有司^②の言説に着目し、「封禪書」の記述を考察する^③。

一、有司に関する特徴的表現

考察に先立ち、なぜ有司に着目するのかを述べたい。

有司という語は、特定の官職名ではない。通常「役人」と訳され『論語』『堯曰』篇では、有司は君子とは相反する小人として、四悪の一つに挙げられている。しかし、同じ『論語』でも「子路」篇では、弟子の仲弓が政について質問をする時、孔子は賢才の有司を登用するよう説いている。このように、有司にはつまらない役人としての表現と、賢才・賢臣としての表現があるように思われる。では、『史記』において有司は、どのような表現の中で使われているのだろうか。『史記』本文中に、有司という語は八十二箇所⁽⁶⁾あるが、この中に、賢才・賢臣としての誇りを感じさせる表現が見られることを指摘したい。それは次の三箇所である。第一は、「太史公自序」の記述である。

士が賢能であつて登用されないのは、国を保有する君主の恥、君主が明聖であつて、その徳が天下に流布しないのは有司の過ち。私がこれまでその官を掌りながら、君主の明聖盛んなる徳を記さず、功臣世家、賢大夫の業績を滅して述べず、亡父の言葉を蔑ろにしたならば、これより大きな罪はありません。(且士賢能而不用、有國者之恥。主上明聖而徳不布聞、有司之過也。且余嘗掌其官、廢明聖盛徳不載、滅功臣世家賢大夫之業不述、墮先人所言、罪莫大焉。)

これは、上大夫の壺遂が司馬遷に対して、孔子が春秋を作ったことに比し、あなたは何を明らかにしようとしているのかと問いかけた時の答えである。ここからは、司馬遷が有司としての自負をもって『史記』を編纂したことが窺われる。

第二は、「周本紀」の記述である。

そこで古公は戎狄の俗をしりぞけ、城郭や家屋を建てて邑に別れてこれを住まわせ、五官を制定し有司を任命した。(於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭室屋、而邑別居之。作五官有司。)

『史記』の中で、最初に有司という語が現れるのは「周本紀」である。ここでは、周の人徳ある古公亶父が、戎狄の俗を

しりぞけ邑を作り、五官を制定し有司を任命したと記述されている。しかし、瀧川の考証ではこの文は、『詩経』「大雅縣」篇から採られたもので、詩には「乃召司空、乃召司徒」とはあるものの「五官有司」という語はなく、太史公が意味を増幅したのであろうと指摘している。⁸⁾確かに詩経を見ると「司空を召し、司徒を召し、家屋を立てさせた。」⁹⁾とあり「五官を制定し有司を任命した。」とはなっていない。この違いは、何によるものなのか。『史記』撰者の引用の誤りなのか、意図的なものなのかは定かではない。しかしいずれにしろ、五官と有司を併記し、そうした官制を置いたことが『史記』には記されている。このことは、集落や国家形成のためには文化的な官制が必要であるという認識が、『史記』撰者にあつたということを示しているのではないだろうか。そしてその官制記述に、有司という語が用いられているのである。

第三は、「周本紀」の管仲の言である。

管仲は辞退して言う「臣は賤しき有司でございます。天子の二守には国子と高子がおります。もし春秋の節に（国子・高子）が来て王命を承る場合には、どのように礼（待遇）をされるのでしょうか。陪臣は敢えてこれを辞退致します。」と。（管仲辭曰。臣賤有司也。有天子之二守國・高在。若節春秋來承王命、何以禮焉。陪臣敢辭。）

これは、周の襄王が、戎荻を追い払った管仲に上卿の待遇を与えようとした時に、それを断った管仲の言である。その際、自らを謙遜して「臣は賤しき有司」と称しているが、これは決して本当に賤しいと思っていないわけではない。むしろこの言葉には、自らを賤しき有司と謙遜することで、却って逆に、賢臣・有司であることの自負が内包されているように思われる。この表現は、有司という言葉が、通常つまらない、賤しい役人として捉えられているという前提があり、それを敢えて謙遜した表現の中で使うことによって逆の意味を含ませるといえるのである。この管仲の言は、同様の内容が『左伝』「僖公十二年」に見られ、¹⁰⁾上卿である国子と高子に対する配慮と謙讓を賛美されている。

これら有司の賢才・賢臣としての誇りを感じさせる象徴的な記述表現から、『史記』撰者が有司という語を使う時、それ

はつまらない役人としてではなく、自分自身と同じ立場の人々、または賢臣を想定しているのではないだろうか。筆者が有司に着目する理由は、ここにある。有司として語られることは、『史記』撰者の視点に近いのではないかということである。⁽¹⁾

二、『史記』における有司の出現傾向とその特徴

先にも触れたが、『史記』本文中に有司という語は八十二箇所ある。この内訳は、本紀二十四箇所、書二十三箇所、世家二十箇所、列伝十五箇所である。表には有司の語は見られなかった。こうして見ると、表を除く『史記』を構成する他の四つの篇に、ほぼ均等に現れているように見える。

『史記』中の有司の内訳

本紀十二卷（二十四箇所）

「孝武本紀」十一箇所 「孝文本紀」十箇所 「周本紀」二箇所 「呂后本紀」一箇所

書八卷（二十三箇所）

「封禪書」十五箇所 「樂書」三箇所 「平準書」三箇所 「礼書」一箇所 「曆書」一箇所

世家三十卷（二十箇所）

「孔子世家」八箇所 「五宗世家」四箇所 「三王世家」四箇所 「梁孝王世家」二箇所 「外戚世家」一箇所 「齊太公世家」一箇所

列伝七十卷（十五箇所）

「淮南衡山王列伝」三箇所 「司馬相如列伝」二箇所 「太史公自序」二箇所 「廉頗藺相如列伝」一箇所 「魏豹彭越列伝」一箇所 「劉敬叔孫通列伝」一箇所 「袁盎鼂錯列伝」一箇所 「呉王濞列伝」一箇所 「平津侯主父列伝」一箇所 「南越列伝」一箇所 「滑稽列伝」一箇所

しかし、少し細かく見ていくと、有司という語が使われている箇所には偏りのあることがわかる。本紀においては、二十四箇所中十一箇所が「孝文本紀」に、十箇所が「孝文本紀」に見られ、二十四箇所中二十一箇所がこの二巻に集中している。ただ「孝文本紀」は早くに失われ、後人が封禪書を以て補ったとされているため検討から外す。書においては、二十三箇所中十五箇所が「封禪書」に見られ、『史記』全ての巻の中で最も多い。このことは、有司に着目する理由の一つでもある。世家では、二十箇所中「孔子世家」が八箇所と比較的多いが、この内七箇所は「齊太公世家」の一箇所に見られるエピソードと同じ場面の描写であり、斉の景公が魯との和親の会で行なった非礼に対して、孔子が斉の有司に何度も礼に適った対応を迫った場面のものである。一つのエピソードの中で何度も同じような使われ方をしており、この七箇所は実質的には一箇所と考えてよい。また、「三王世家」は四箇所あるが、この巻は、後人の褚少孫が補筆したものとされていることや、四箇所中後半の二箇所は「褚先生曰」の文中に見られるため、検討から外した。列伝では「淮南衡山王列伝」が三箇所と多く、「司馬相如列伝」と「太史公自序」が二箇所と続く。「滑稽列伝」の一箇所は「褚先生曰」の文中にあるため検討から外した。この結果、書の「封禪書」が十五箇所と最も多く、次が「孝文本紀」の十箇所、この二巻に偏って多く見られる。また、特筆すべきことは、有司という語は「周本紀」や「孔子世家」「廉頗藺相如列伝」などの秦帝国以前を記述した巻にも見えるが、本紀・書・世家・列伝を通して、その多くが漢代の記述に見られるということである。このことは、有司として語られることは『史記』撰者の視点に近いものではないかという仮説を補強する材料と言えるだろう。

次にその内容を見ていく。

特徴的なことは、有司を含む文には皇帝後継・皇后・諸侯王の立廃というような皇帝制の基盤に関わることや、祭祀や瑞祥、年号改正などの制度に関わる記述が多いということである。書は祭祀や礼制などを記したものであり、本紀は皇帝の言行録なので、そうした記述が多いことは不思議ではない。しかし、祭祀や皇帝制の基盤に関わる事柄に、有司が皇帝近くで発言し、影響を与えていたということは重要である。

また、有司が「孝文本紀」¹⁴、「梁孝王世家」¹⁵、「淮南衡山王列伝」¹⁶の中で、諸侯王の脅威やその廃止・誅殺を進言しているこ

とも注意が必要である。なぜなら漢初において、諸侯王の力の増大が帝国統治の大きな脅威となり、景帝期の呉楚七国の乱へと発展していったからである。武帝期は、呉楚七国の乱の直後であり、その後も推恩の令を発して諸侯王の領土や勢力削減に力を注いでいた。こうした諸侯王の廃止分削について、『史記』撰者は表に「漢興以来諸侯王年表第五」を設けて記述している。『史記』撰者にとって、それは記録しなければならぬ重要事項であり関心事であった。更に、諸侯王の勢力削減については、「漢興以来諸侯王年表第五」の中で「その要害の地を得て、根幹（天子）を強くし枝葉（諸侯王）の勢いを弱めた。そして尊卑を明らかにし、万事各々がその所を得た。」¹⁷⁾としてその政策を肯定している。このことから有司と『史記』撰者は、その政策に対する考えにおいて、類似が認められると言えるのではないだろうか。

有司という語が、撰者の生きた漢代の記述に多いこと、そしてその文の内容に、有司と『史記』撰者の共通性が認められることから、両者の視点が近いということを描きたい。

三、「封禪書」における「〵日」文

「封禪書」には、「〵日」という会話文が頻出する。漢代の立法手段の一つとして、臣下の上奏と天子の制詔という形式があったとされる。¹⁸⁾「〵請」「〵日」などの語を伴う臣下の上奏と、天子の「制曰可」という詔の形式である。「封禪書」の会話文にも、こうした形式が見られる。ただ、上奏と制詔として形式の不完全なものもあり、また「〵日」の文が全て上奏とは限らない。しかし、こうした形式の文を検討することは、漢代の祭祀がどのような人々に影響され、行われていったのかを明らかにする一つの手がかりとなる。

そこで「〵日」の文を全て抜き出し、時代区分ごとに（「封禪書」はその記述から、戦国秦以前、秦帝国、漢高祖、漢文帝、漢武帝期に分けられる）方士と方士以外の言説に分けて、分析を行った。

なお、検討した「〵日」文には、臣下の皇帝とのやり取りを示す「〵言」「〵議曰」「〵議」「〵請」「〵云」「〵言曰」「〵

問」「有言」「上書言」「上書告」や、皇帝側の言である「下詔曰」「詔」「問」「書物からの引用を示す「尚書曰」なども含め分類した。

また分類にあたり、その発言が「文成曰」「管仲曰」などの固有名詞でなされているか否かに分け、固有名詞を伴わない表現、例えば「或曰」「有司曰」などを「不特定を指す名詞」とした。その上で、方士の類にはテキスト中に方士や方術という記述のある者、及び望気をする者、巫、不死や不老登仙を語る者を分類した。方士以外の者については、皇帝の言は皇帝の類に、儒生と特に記述のある者は儒生の類に、書の引用については書名に、それ以外は、方・儒・皇以外として分類した。「有司與太史公祠官寬舒議」という複数かつ分類が跨る場合には、有司は不特定を指す名詞に、太史公と祠官の寬舒はそれぞれ固有名詞として重複して分類した。

この分類から、次のような傾向がみられた。(次頁の表一・二参照)

- ① 方士の類の言説には、固有名詞で表現されるものが三十箇所と多い。一方、方・儒・皇以外の言説では逆に、不特定を指す名詞が三十箇所となる。(表一)
- ② 不特定を指す名詞の中では「或曰」と「有司曰」という表現が多い。(表二)
- ③ 戦国秦以前の記述では「曰」の文が十五箇所ある。⁽²⁰⁾この内、方・儒・皇以外と書名を加えた十二箇所が固有名詞であり、「或曰」などの不特定を指す語は三箇所と少ない。(表一・表二)
- ④ 漢の武帝期の記述に「曰」文は非常に多く見られる。全体で百十八箇所ある内の、七十六箇所が武帝期に集中している。(表一)
- ⑤ 方士の類は、固有名詞、不特定を指す名詞を合わせて三十四箇所、方・儒・皇以外は、固有名詞、不特定を指す名詞を合わせて四十六箇所である。(表一)
- ⑥ 不特定を指す名詞の中で比較的多く見られる「或曰」は、戦国秦以前から見られるのに対し「有司曰」は漢の高祖以後にしか見られない。(表二)

表一、「〃日」文の分類結果

| 合計 | 不特定を指す名詞 | | | 固有名詞 | | | | | 時代区分 |
|-----|----------|------|------|------|---------|------|------|------|-------|
| | 方・儒・皇以外 | 儒生の類 | 方士の類 | 書名 | 方・儒・皇以外 | 皇帝の類 | 儒生の類 | 方士の類 | |
| 15 | 3 | 0 | 0 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 戦国秦以前 |
| 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 秦帝国 |
| 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 漢高祖 |
| 12 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 5 | 漢文帝 |
| 76 | 17 | 1 | 4 | 0 | 7 | 21 | 1 | 25 | 漢武帝 |
| 118 | 30 | 2 | 4 | 4 | 16 | 31 | 1 | 30 | 合計 |

表二、表一の不特定を指す名詞で、方・儒・皇以外に分類したものの内訳

| 合計 | その他 (群臣曰・公卿大夫議曰等) | 人有上書告 | 有司曰・有司請 | 或曰・或物曰 | 時代区分 |
|----|----------------------|-------|---------|--------|-------|
| | | | | | 戦国秦以前 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 戦国秦以前 |
| 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 秦帝国 |
| 4 | 1 | 0 | 1 | 2 | 漢高祖 |
| 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 漢文帝 |
| 17 | 4 | 2 | 9 | 3 | 漢武帝 |
| 30 | 6 | 3 | 10 | 11 | 合計 |

これらの分析で特に注目することは、①と⑤である。固有名詞、不特定を指す名詞をあわせた方士の「く日」文が三十四箇所であるのに対し、方・儒・皇以外の「く日」文は、四十六箇所と方士を上回り、「封禪書」において方士以外の言説が数の上でかなりあったということが言える。また、方・儒・皇以外の言説に不特定を指す表現が多いことも興味深い。④の、「く日」文が武帝期に多く見られること、⑥の不特定を指す名詞の中で比較的よく現れる「或日」が戦国秦以前から見られるのに対し、「有司日」は、漢の高祖以後にしか現れないということは、有司と撰者の近似を窺わせる。これらの特徴と、一、二、における考察をあわせ考えると、有司として語られることは『史記』撰者の視点に近いということが、ある程度の確度を以て言うことができると考える。

そこで、次の四では、そのことを前提として「封禪書」の有司を含む文の記述を分析する。

四、有司の視点からの分析 「封禪書」における有司の特徴

「封禪書」の中で、有司という語が用いられているのは十五箇所である。その全てが漢の高祖以後の記述に見られる。そのためここでは、漢代の祭祀に対する有司の言行記載を分析する。十五箇所全ての文を抜き出し、その特徴を見ていく。

(1)高祖は「秦の時には、上帝は何帝を祠ったのか。」と下問した。「四帝でございます。白青黄青の祠がございました。」と臣下が答えると、高祖は「天には五帝があると聞くが、四帝とはどういうことか」と言った。そのことについて、知る者はいなかった。すると高祖は「私はその理由を知っている。つまり、私が到来するのを待って、初めて五帝が揃うということだ。」と述べた。そこで黒帝祠を立て、北時とした。有司はこの祠に行き供物を捧げるが、高祖が自ら行って祭祀することはしない。(問故秦時上帝祠何帝也。對曰。四帝。有白青黄赤帝之祠。高祖曰。吾聞天有五帝。而有四、何也。莫知其說。於是高祖曰。吾知之矣。乃待我而具五也。乃立黒帝祠、命曰北時。有司進祠。上不親往。)

これは高祖二年、高祖が項羽を討つて函谷関に入った時の記述である。秦で行なわれていた四時の祭祀に、自らを黒帝として一時を増し、祭祀の対象を五帝としたとされている。ここでの有司の役割は、秦の祭祀の場であった雍で、黒帝を祀った北時を管轄し、供物を捧げることである。これは、漢帝國としての最初の祭祀記述である。

(2)高祖の十年春、有司は「県には常に春三月と十二月に羊豚を以て社稷を祀らせ、民里の社には、各々自らの財で祠を祀らせたい」と奏請した。天子はこれを裁可した。(高祖十年春、有司請令縣常以春三月及時臘祀社稷以羊豕、民里社各自財以祠。制曰。可。)

この文は、有司が全国の祭祀方法を、皇帝との奏請と制詔で決めることのできる立場にあったことを示す文として、注目すべきと考える。

(3)この年、孝文帝は詔を出された。「私は即位してから今日で十三年になるが、宗廟の靈や社稷の福により、国内はよく治まり、人民はわずらいや苦しみもなく、このところ毎年豊作である。私は不徳であるのに、どうしてこのような恵みを享受することができるのだろうか。これは皆上帝諸神の賜である。古は、その徳を享受すれば、必ずその功に報いたと聞く。そこで諸神への礼を厚くしたいと思う。有司は審議して雍の五時に各々路車を一乗と馬に付ける飾りを増やすように。西時・畦時には、各々木彫りの車一乗と木彫りの馬を四頭に増やし、馬に付ける飾りを揃えるように。黄河・湫水・漢水の祭祀には各々玉を二つ増やすように。また諸祠の壇場を広げ、珪幣と俎豆は格差をつけて加えるように。祝釐は私に福を帰すよう祈るが、人民はその恩恵に与っていない。祝釐は慎んで私のためだけに祈ることのないように」と。(是歲制曰。朕即位十三年于今。頼宗廟之靈、社稷之福、方内艾安、民人靡疾、間者比年登。

朕之不徳、何以饗此。皆上帝諸神之賜也。蓋聞古者饗其徳、必報其功。欲有增諸神祠。有司議增雍五時路車各一乘、駕被具。西時・畦時、禺車各一乘、禺馬四匹、駕被具。其河・湫・漢水、加玉各二。及諸祠各增廣壇場、珪幣俎豆、以差加之。而祝釐者、歸福於朕、百姓不與焉。自今祝致敬、毋有所祈。」

この文は、文帝が即位して十三年目に出された詔である。孝文帝時代は、秦末から楚漢の抗争期にかけて疲弊した農村が、生産を回復し、経済生活が発展した時代と言われる。²¹ こうした平和と実りの豊かさを、宗廟の霊と社稷のおかげとし、上帝諸神に供物を増やすよう、有司に命じた文である。魯の孔孫臣が漢土徳説を唱え、曆・服色の改正を主張した文が、この孝文帝の詔の直後に記述されるので、孝文帝期のこの頃から、秦制から漢独自の制度への転換が現実の政策の中で模索され始めた²²と見ることができる。

(4) 有司は皆「古は、天子が夏に郊外で上帝を自ら郊祀しました。郊外で祀るので、郊と言います。」と申し上げた。そこで、夏四月、文帝は初めて郊の祀りをし、雍の五時の祠で上帝に見えた。衣は皆赤を尊んだ。(有司皆曰。古者天子夏親郊祀上帝於郊。故曰郊。於是夏四月、文帝始郊、見雍五時祠。衣皆上赤。)

この文は、文帝が初めて雍の五時で上帝を郊祀親祭したことを述べたものである。

(5) 有司は「陛下は、慎み深く郊祀されましたので、上帝はそのお返しとして一角獣を下賜されたのです。恐らく麟というものでございましょう。」と言った。(有司曰。陛下肅祗郊祀、上帝報享、錫一角獸。蓋麟云。)

この文は、武帝期に入って初めて現れる有司の発言である。有司は、武帝が郊祀したことに対して上帝がその応報として

一角獸を賜ったという天人相関の考え方を示している。更にその一角獸は麒麟であろうとし、麒麟という瑞祥を持ち出している。

(6)その後三年して、有司は「年号は、天から下される瑞兆によって名づけるのがよろしく、一元、二元、と数えるのはよろしくありません。一元は「建」、三元は長星が現れたので「光」、三元は郊祀をして一角獸を得たので「狩」と言うことにいたしました。」と言上した。(其後三年、有司言、元宜以天瑞命、不宜以一二數。一元曰建、二元以長星曰光、三元以郊得一角獸曰狩云。)

これは、有司が、瑞祥によって年号に名前を付けることを上奏した文である。有司の役割が俎豆の事だけではなく、年号の使用奏請に及んでいること、また瑞祥と年号を結び付けていることは、注目すべきである。

(7)その明るる年の冬、天子は雍で郊の祀りを行った。そこで天子は臣下と協議して「今上帝に対しては、私は自ら郊の祀りを行ったが、后土に対しては、祀りをしていない。これでは礼に適っていない。」とおっしゃった。有司と太史公、祠官の寛舒は協議して「天地の牲の牛は角が繭か栗のような大きさのものをを用いる。今陛下は、自ら后土を祀られる。后土は澤中に円丘を五壇に造り、各壇には子牛と大牢を供えるのがよろしいでしょう。祀りが終われば、これらを尽く埋め、祭祀に随行者の衣服は黄色を尊ぶことと致しましょう。」と申し上げた。そこで天子は東に行き、初めて后土祠を汾陰の脰丘に立て、寛舒等が決めたたとおりにした。(其明年冬、天子郊雍。議曰。今上帝朕親郊。而后土無祀、則禮不荅也。有司與太史公祠官寛舒議、天地、牲角繭栗。今陛下親祠后土。后土宜於澤中圓丘爲五壇。壇一黃犢太牢具。已祠盡瘞。而從祠衣上黃。於是天子遂東、始立后土祠汾陰脰丘、如寛舒等議。)

この文は、有司と太史公、祠官の寛舒が審議をし、后土の祭祀法を創案した時の記述である。后土は、天に対する地という觀念から生まれたものである。漢王朝における后土祠の始まりと言える。

(8)有司皆、「昔秦帝は神鼎を一つ作ったそうです。一つというのは、天地万物をひとつにまとめるということです。黄帝は宝鼎を三つ作り、天地人を象りました。禹は九牧（九州の長官）の金を集めて九つ鼎を鑄しました。皆かつてはそれで半を煮て上帝鬼神を祀りました。聖人に遭えば現れ、鼎は夏・商に伝わる。周の徳が衰え、宋の社が減びると、鼎は水に沈んでしまい姿をかくして現れなくなつた。頌に言う『堂より基にゆき 羊より牛にゆき 鼎と鼎また鼎にかまびすしからず おごらずして 賜わる長寿の幸いなる』と。今鼎が甘泉に至り、光沢は龍のように変幻して、幸いを受けること限りありません。中山では黄白雲が垂れて獣のような形を示し符瑞となりましたし、大弓と四本の矢が祭壇の下から得られました。この符瑞に報いるために大いに天を祀りましょう。ただ受命した帝のみがその意味を知り徳に合致させることができますのです。鼎は祖禰の廟（高祖の廟と父の廟）にお目にかけて宮廷にお蔵めになり、明らかな瑞祥に合わせられるのがよろしいと存じます。」と言上した。天子は「よろしい」と裁可された。（有司皆曰。聞昔秦帝興神鼎一。一者壹統天地。萬物所繫終也。黃帝作寶鼎三。象天地人。禹收九牧之金鑄九鼎。皆嘗亨醜上帝鬼神。遭聖則興。鼎遷于夏・商。周徳衰、宋之社亡、鼎乃淪沒、伏而不見。頌云。自堂祖基、自羊祖牛。鼎鼎及鼎。不吳不驚。胡考之休。今鼎至甘泉、光潤龍變。承休無疆、合茲中山。有黃白雲降蓋。若獸爲符、路弓乘矢、集獲壇下。報祠大享。唯受命而帝者、心知其意而合徳焉。鼎宜見於祖禰、藏於帝廷、以合明應。制曰。可。）

この文は、汾陰で鼎が出現した際、武帝が発した問いを受けてのものである。有司は瑞祥である鼎の由来を、秦帝から説き起こし更に詩を用いて詳述している。

(9)有司は、「祠の上に光が現れました。」と言った。(有司云。祠上有光焉。)

この文は、太一の祭祀が行なわれた時の有司の言葉である。封禪書の中で太一を祀ることを最初に唱えたのは方士の謬忌である。その時には、武帝は太一祠を長安の東郊と南郊に立てさせ太祝に祀らせたが、この場面は、雲陽で行なわれた皇帝親祭の太一祭祀である。

(10)公卿は「皇帝が始めて郊の祀りをして雲陽で太一に見えられたとき、有司が瑄玉を奉じみごとな牲を供えました。その夜美しい光が現れ、昼になると黄色の雲気が天に立ち上っていきました。」と申し上げた。(公卿言皇帝始郊見太一雲陽。有司奉瑄玉。嘉牲薦饗。是夜有美光。及晝黃氣上屬天。)

これは公卿の言であるが、太一の祭祀で、有司が瑄玉を奉じて立派な牲を供えると、夜には美しい光が現れ昼には黄気が立ち上ったと言う。天神相関思想、瑞祥の記述である。

(11)有司は「宝鼎が出たので元鼎とし、今年は元封元年と致しましょう。」と言上した。(有司言寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年。)

瑞祥や封禪を行ったことによって、年号に名前を付けることを上奏している。

(12)望氣の王朔は「観測したところ、墳星が瓜のような形で出ているのが見え、しばらくしてまたかくれました。」と言上した。有司は皆「陛下が漢家の封禪を建てられたので、天はその返礼に徳星を送られたのでしよう。」と言上した。

(望氣王朔言、候、獨見填星出如瓜、食頃復入焉。有司皆曰。陛下建漢家封禪。天其報德星云。)

この文は、第一回の封禪が行われた年の秋に、彗星が現れた時の王朔と有司の言である。天人相関思想が窺える。

(13) 元封五年になり、封の祀りを行なう。太一と五帝を明堂の上座に祀り、高皇帝をこれに対座させて祀り、后土を下房に祀り、二十太牢を供えた。天子は昆侖道から入り、初めて明堂で郊の礼のように拝祀した。礼が終わると、堂下で燎祭を行なった。そうして天子はまた泰山に上り、自らその頂で秘祠を行った。また泰山のふもとで五帝を各々その方角のとおり祀り、黄帝は赤帝に併せた。そして有司はその祀りに侍った。(及五年脩封、則祠太一五帝於明堂上坐、令高皇帝祠坐對之、祠后土於下房、以二十太牢。天子從昆侖道入、始拜明堂如郊禮。禮畢、燎堂下。而上又上泰山。自有祕祠其巔。而泰山下祠五帝、各如其方。黃帝并赤帝、而有司侍祠焉。)

この文は、元封五年に行なわれた武帝による封禪の内容である。そしてこの祭祀に有司は、武帝のそば近くに控えて参加したと記述されている。元封元年の第一回封禪には、有司の語は見られない。第一回の封禪では、有司の祭祀への関与は少なかつたと考えられる。しかしこの文では、敢えて「有司が侍った」と記述されていることから、元封五年の封禪については、逆にその関与は大きかつたと思われる。

(14) その明くる年、有司は「雍の五時に牢を煮るものそなえがなく、芳しい香りもそなわっておりません」と言上した。(其明年、有司上言、雍五時無牢熟具、芬芳不備。)

この文は、太初元年に西方の大宛を討った、その翌年の有司の発言である。財政難の影響からか、雍の五時の供物が十分

に手当てされていないことに対して、その充実を図るよう求めている。

(15) 太史公曰く「私は、巡幸に従い天地諸神名山川や封禪の祭に参加した。寿宮に入って祠神のことはをじかに聞いたこともあれば、方士や祠官のたちの心のうちをも観察している。そこで退いていしえよりこのかた鬼神のまつりの行われたことにつき、秩序立てて論じ、その表をも裏をもつぶさに明るみに出したのである。」後に君子が現れれば、この書を見ることができるのであろう。俎豆や珪幣の詳細、献酬の礼ならば、有司がいるのである。(太史公曰。余從巡祭天地諸神山山川而封禪焉。入壽宮侍祠神語、究觀方士祠官之意。於是退而論次自古以來用事於鬼神者、具見其表裏。後有君子、得以覽焉。若至俎豆珪幣之詳、獻酬之禮、則有司存。)

この文は「封禪書」最後の記述である。

これらの文から有司の特徴として次のことが言える。

1. 雍の五時における上帝または五帝の祭祀に関わる記述が多い。
2. 俎豆の事、いわゆる供物についての記述が多い。
3. 有司は、全国の社稷や民里の社の祭祀法決定に関与できる立場にあった。
4. 漢王朝最初の皇帝親祭である、文帝の雍の五時における郊祀に関与が認められる。
5. 司馬談・祠官の寛舒と共に、后土祠創設に関与が認められる。
6. 太一は、方士の謬忌に始まる祭祀であるが、有司も関与が認められる。
7. 有司は祭祀や俎豆の事だけでなく、改元や瑞祥による年号についても上奏している。
8. 皇帝の祭祀行為に対して瑞祥が現れるなど、天人相関の考えが見られる。

有司は、新たな祭祀や改元、全国の祭祀法などその決定に関与できる人々であり、年号の上奏という点から見ても、祭祀を改暦などの制度改正の一環として捉えていると考えられる。また祭祀については、雍の五時の五帝を郊祀すること重視し、漢初の高祖の北峙から、文帝の五帝親祭、武帝の后土創設と、帝国の祭祀に関与し続けている。祭祀方法についても、雍の五帝祭祀を基本とする一貫性がある。こうした一貫性は、方士には見られないものである。そして、有司の言行が、『史記』撰者の視点に近いとするならば、こうした有司の特徴は、『史記』撰者の特徴と言えるのではないだろうか。

五、おわりに

「封禪書」の記述を、方士以外の言説、特に有司の言説に着目することで、『史記』撰者の祭祀に対する考え方や祭祀に付随する思想を見出せるのではないかと試みてきた。

有司という語の賢臣としての自負を感じさせる特徴的表現や、有司という語が、漢代の記述に多く用いられているという傾向から、有司として語られることは、『史記』撰者の視点に近いものであることを指摘し、そのことを前提として、漢代の祭祀記述の分析を行った。武帝の封禪は、方士に翻弄された祭祀だったとされるが、『史記』撰者は、その具体的な祭祀方法として、有司との関わりが深い雍の五時での五帝祭祀や郊祀、太一、后土の祭祀が用いられたことを記述している。四、で見られた有司の特徴は、撰者の祭祀に対する考え方を反映するものと考えられることができるだろう。

(1) 金子修一は『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一、一一九～一二〇頁）の中で、始皇帝の封禪は「他の名山の祭祀と同じく、不死延命を希求する呪術的な祭祀であったと考えられている」とし、武帝の封禪は始皇帝とは異なるものの「基本的には方士の影響の強い不老登僊を目的とする祭祀であった、と見るべきであろう。」としている。その他、始皇帝や武帝の封禪と不老登僊に言及した論考には、栗原朋信『秦漢史の研究』（吉川弘文館、一九七七、三六～三七頁）などがある。また、白川静は『中国古代の文化』（講談社学術文庫、二〇〇九、七五頁）で、「司馬遷はその『史記』のなかに「封禪書」を書いている。そこには、武帝がどのように愚かしくも方士たちの妄言に欺かれつづけたかを、冷徹な文章で告発している。」と述べ、方士の影響について言及している。

(2) 有司という語の起源は明らかではない。貝塚茂樹・伊藤道治は『古代中国』（講談社学術文庫、二〇〇八、二六〇頁）の中で、周の官制として「卿事寮や三有司として一括される司土・司馬・司工などの官や、師氏・小子などとよばれるものがあつた。卿事寮はおそらく祭祀を司る、最も重要なものであつたと考えられ、『周礼』という冢宰と春官宗伯とよばれるものをあわせたようなものである。本来はこの卿事寮のうちに三有司も含まれ、最高の行政機関であつたが、中期に三有司が卿事寮から分離し、卿事寮は宮内官的性格が強くなった。」と述べている。これに拠れば、周初において有司は、祭祀を司る卿事寮に含まれる最高の行政機関であつたということである。そしてその後、有司の役割、位置づけが変わっていったと思われる。

(3) 考察にあたり、テキストは瀧川亀太郎『史記会注考証』（史記会注考証校補刊行会、一九五六）を用いた。有司の言説該当箇所抽出作業過程において『史記』（中華書局、一九八二、第二版）も使用したが、抽出作業後に『史記会注考証』との異同を確認し、最終的に本稿は『史記会注考証』に拠って記述している。『史記』引用文の日本語訳は、中国古典文学大系第一〇・一一・一二巻『史記』（上（一九七八）・中（一九七九）・下（一九七九）平凡社）及び新釈漢文大系第三八・三九・四一巻『史記』（一九七三）・二（一九七三）・四（一九九五）明治書院）、小川環樹・今鷹真・福島吉彦訳『史記世家』上・中・下（岩波書店、二〇〇八）、同訳『史記列伝』（一・二・四（二〇〇九）・三・五（二〇〇八）岩波書店）を参照しつつ筆者が訳した。

(4) 「子張曰、何謂四惡。子曰、不教而殺、謂之虐。不戒視成、謂之暴。慢令致期、謂之賊。猶之與人也、出納之吝、謂之有司。」（十三經注疏『論語』「堯曰」篇、中華書局、二〇一一）

(5) 「仲弓爲季氏宰、問政。子曰、先有司。敎小過、舉賢才。曰、焉知賢才而舉之。曰、舉爾所知、爾所不知、人其舍諸。」（十三經

- (6) 注疏『論語』「子路」篇、中華書局、二〇一二年）
 有司の語を抽出するにあたり、台湾中央研究院の漢籍電子文獻瀚典全文檢索系統漢籍全文資料庫 <http://hanchi.nip.sinica.edu.tw/imp.html> (二〇一五年二月二十七日閲覧) を利用し、『史記』(中華書局、一九八二年、第二版) 及び『史記會注考証』において確認を行った。檢索では、注を除く本文で八十三箇所が該当するが、この内「太史公自序」の「自古王者而有司馬法……」は、「古より王者には、司馬の法有り……」で、有司ではないので除外し、該当箇所を八十二箇所とした。
- (7) 裴駟の集解では『礼記』を引き、天子の五官とは司徒、司馬、司空、司士、司寇であり、公務を司る五人衆であるという。「禮記曰、天子之五官、曰司徒、司馬、司空、司士、司寇、典司五衆」(『史記』「周本紀」集解)
- (8) 「古公乃貶以下、采詩大雅縣篇、先是陶復陶穴、未有室家。貶、黜也、去也。縣篇云、乃召司空、乃召司徒、未嘗云五官有司。蓋史公以意增。」(『史記』「周本紀」考証)
- (9) 「縣縣瓜瓞。民之初生、自土沮漆。古公亶父、陶復陶穴、未有室家。古公亶父、來朝走馬。率西水滸、至于岐下。爰及姜女、聿來胥宇。周原膺膺、萁茶如飴。爰始爰謀、爰契我龜。日止日時、築室于茲。迺慰迺止、迺左迺右、迺疆迺理、迺宣迺畝、自西徂東、周爰執事。乃召司空、乃召司徒、俾立室家。其繩則直、縮版以載、作廟翼翼。」(十三經注疏『詩經』「大雅縣」篇、中華書局、二〇一二年)
- (10) 「管仲辭曰臣賤有司也、有天子之二守國、高在。若節春秋來承王命、何以禮焉。陪臣敢辭。」(十三經注疏『春秋左傳』「僖公十二年、中華書局、二〇一二年」)
- (11) 有司と『史記』撰者を結びつけた論考には、陳桐生《史記「封禪書」的幾個理論問題》(陝西師大學報《哲學社會科學版》第二四卷第三期、一九九五)がある。その中で、『史記』「封禪書」には、司馬談と祠官の寛舒が元鼎四年に后土祠を、翌年には泰時の典礼を検討したことが記載されている。このほか「封禪書」に記載されている建元元年から元封元年(紀元前一〇〇年)までの「有司」の言論は、そのほとんどが司馬談と関係があるはずである。《史記・封禪書》載司馬談与祠官寛舒于元鼎四年(公元前一一三年)议祠后土; 次年又议泰畤典礼。此外《封禪書》中所載从建元元年到元封元年(公元前一一〇年)之間的「有司」言论, 应该大都与司馬談有关。しかし、その論拠の詳細については示されていない。なお、本稿で『史記』撰者の視点という場合、司馬談と司馬遷のそれを区別しない。
- (12) ここでは梁玉繩の言を引いた瀧川の考証に拠る。「梁玉繩曰、史公今上本紀全缺、首六十字後人妄加、此下取封禪書補之、而又臆爲増改。」(『史記』「孝武本紀」考証)

(13)

「三王世家」テキスト中に「褚先生曰」として、「三王世家」は太史公自序に見るべきものとするが、その書を見る事ができなかったため、封策の書を取りこれを編纂して後世の人が見られるようにした。」とある。(褚先生曰。臣幸得以文學爲侍郎。好覽觀太史公之列傳。傳中稱三王世家、文辭可觀。求其世家、終不能得。竊從長老好故事者、取其封策書、編列其事而傳之、令後世得觀賢王之指意。)(『史記』「三王世家」)

(14)

「六年、有司言淮南王長、廢先帝法、不聽天子詔、居處母度、出入擬於天子、擅爲法令、與棘蒲侯太子奇謀反、遣人使闕越及匈奴發其兵、欲以危宗廟社稷。」(六年、有司は言う「淮南王の長は、先帝の法を廢し、天子の詔を聞かず、行いに節度なく、出入りには天子の真似をし、ほしいままに法令をつくり、棘蒲侯の太子奇と共に謀反を企て、人を闕越及び匈奴に遣わし、その兵を起こさせ、そうすることで宗廟社稷を危うくさせています。）」と。(『史記』「孝文本紀」)

(15)

「濟川王明者梁孝王子。以桓邑侯孝景中六年爲濟川王。七歲、坐射殺其中尉。漢有司請誅。天子弗忍誅、廢明爲庶人、遷房陵。地入于漢爲郡。」(濟川王明は梁の孝王の子。桓邑侯であったが孝景の中元六年に濟川王となる。七年して、中尉を射殺する罪を犯す。漢の有司はこれを誅殺することを請う。しかし天子はこれを誅殺するに忍びず、明を廢して庶民とし、房陵に遷した。そしてその地は漢に入り郡となった。)(『史記』「梁孝王世家」)

(16)

「衡山王賜、淮南王弟也。當坐收。有司請逮捕衡山王。」(衡山王の賜は、淮南王の弟である。(淮南王の謀反に)連座して捕らえられるべきで、有司は衡山王賜の逮捕を請うた。)(『史記』「淮南衡山列傳」)

(17)

「秉其阨塞地利、彊本幹弱枝葉之勢也。尊卑明、而萬事各得其所矣。」(『史記』「漢興以來諸侯王年表第五」)

(18)

立法手段としての上奏と制詔を分析する論考には、大庭脩「秦漢法制史の研究」(創文社、一九八二、二〇一―二三四頁)、新井晋司「曆法の發達と政治過程―漢代を中心に―」(『東方學報』、62、一九九〇)がある。新井晋司は、上奏と制詔に着目し、漢代の曆の成立過程に、為政者や知識人がどのように関与していたかを考察している。本稿において、「有司曰」などの語に着目して祭祀記述を分析する方法は、この二者の論考にヒントを得て、それを応用したものである。

(19)

「封禪書」の記述を、方士と儒家の対立と見る論考もある。例えば竹内弘行は「司馬遷の封禪論―『史記』封禪書の歴史記述をめぐって―」(『哲学年報』、第三十四輯、一九七五)の中で、司馬遷を變礼派の儒者であるとし、古礼を墨守する儒者と内部対立をする間に方士達が武帝の意を獲得してしまったとしている。しかし本稿の分類では、方士か方士以外の言説であるかを問題とし、テキスト中に特に儒生と記しているもの以外は「曰」の発言者が、儒家であるか、あるいは道家であるかということについて判断しない。「孔子曰」の文についても、儒生の類には分類せず、方士以外であるとして、「方・儒・皇以外」に分類した。

(20) 実際には十七箇所であるが、「天子曰明堂辟雍。」の二箇所（天子の場合は明堂や辟雍とよび、諸侯の場合は泮宮とよぶ）は、祭祀の場所を説明するための表現なので検討から除外する。

(21) 西嶋定生『西嶋定生東アジア史論集 第二卷』（岩波書店、二〇〇二、一一六―一二七頁）

(22) 金子修一は栗原朋信の、「漢初の詔勅などにも、文帝の十五年までは五帝のことが見出されないのは、封禪書や年表などによくあるところの、秦では襄公以来、五帝のいずれかを祀ったとする一切の記事が疑わしいものであることを示す。」ということを引き、「栗原氏の言うように、この時の祭祀が漢代にあって天の五帝を祀った最初の祭祀であったとすれば、漢代では文帝十三・十五年頃から、秘祝が除かれて籍田・親桑や雍五時など皇帝や皇后の祭祀が本格的に実施されるようになった、と言うことができる。」とし、文帝十三年頃から皇帝祭祀が本格的に行なわれるようになったと指摘している。

金子修一「漢代における郊祀・宗廟制度の形成とその運用」『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年、一四五―一四六頁）

(23) 瀧川の考証では、この文の解釈として『論語』「泰伯」篇「籩豆之事、則有司存。」を引いている。この場合、祭器などの瑣末な事は有司が掌っていると解釈され、本稿で指摘する賢臣・賢才としての有司とは相入れない表現となる。筆者は「祭祀の礼については、方士などではなく有司がいるのだ」と解釈できないかと考えているが、この点については待考とする。

(24) 目黒杏子は「前漢武帝の封禪―政治的意義と儀禮の考察―」（『東洋史研究』、六九、二〇一一）の中で、賈誼から連なる公孫臣の正朔服色制度改正の挫折に触れ、「改暦服色」、「郊祀の創設」、「巡狩封禪」の三者が、文帝の中では同じ文脈上に連なっていたとする。